

17 建設労働者確保育成助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保、育成および技能継承を図ることを通じ、建設労働者の雇用の安定、能力の開発および向上を目的としています。

本助成金は次の13種類の助成コースに分けられます。

- | | |
|--|------------------|
| I 認定訓練コース（経費助成） | II 認定訓練コース（賃金助成） |
| III 技能実習コース（経費助成） | IV 技能実習コース（賃金助成） |
| V 雇用管理制度助成コース（整備助成） | |
| VI 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成） | |
| VII 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成） | |
| VIII 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成） | |
| IX 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース（整備助成） | |
| X 建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成） | |
| X I 建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成） | |
| X II 作業員宿舎等設置助成コース（経費助成） | |
| X III 女性専用作業員施設設置助成コース（経費助成） | |

対象となる措置

本助成金は以下のI～XIIIの助成コースから構成されており、それぞれ、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業主等が、助成コースごとに定められた措置を実施した場合に受給することができます。

(I 認定訓練コース（経費助成）)

職業能力開発促進法による認定職業訓練（※1）を行うこと

※1 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けている認定職業訓練であることが必要です。

(II 認定訓練コース（賃金助成）)

雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練（※2）を受講させること

※2 人材開発支援助成金またはキャリアアップ助成金の支給を受けていることが必要です。

(III 技能実習コース（経費助成）)

(1) 中小建設事業主または中小建設事業主団体

雇用する建設労働者（雇用保険被保険者に限る）に対して、技能実習を行うことまたは登録教習機関等で行う技能実習を受講させること（※3）

(2) 中小以外の建設事業主または中小以外の建設事業主団体

雇用する女性の建設労働者（雇用保険被保険者に限る）に対して、技能実習を行うことまたは登録教習機関等で行う技能実習を受講させること（※3）

※3 有給で技能実習を実施または受講させた事業主が対象となります。

(IV 技能実習コース（賃金助成））

雇用する建設労働者（雇用保険被保険者に限る）に対して、有給で技能実習を受けさせること

(V 雇用管理制度助成コース（整備助成））

職場定着支援助成金（雇用管理制度助成コース）の制度導入助成および目標達成助成の助成を受けた中小建設事業主が、本助成コースが定める若年労働者の入職率に係る目標を達成すること。

(VI 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））

中小建設事業主が雇用する登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を増額改定すること。

(VII 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成））

若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的として年間を通じた計画を策定し、当該計画に従って次の1～6のいずれかの取り組みを実施すること

1 建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業

（例：○現場見学会、体験実習、インターンシップ 等（※4））

※4 採用面接や就職媒体への掲載、就職説明会等、通常の採用活動に係る事業は対象外。ただし、建設事業主団体（Ⅷの助成対象となる団体）が主催する、建設業の魅力を発信し、若年者等の建設業の入職を促すための就職説明会、相談会等へ参加する事業は対象となります。

2 技能の向上を図るための活動等に関する事業

（例：○入職内定者への教育訓練

○新規入職者への研修会 等）

3 労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業

（例：○安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、災害調査の記録、労災付加給付施策の導入に関する講習会等の実施

○安全衛生大会の実施

○期間雇用労働者の健康診断 等）

4 技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業

（例：○優良な技術者・技能者に対する表彰制度や雇用改善について優良な取組を実施する者に対する表彰制度 等）

5 雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施または受講に関する事業

（例：○雇用管理研修の実施・受講

○職長研修の実施 等）

6 女性労働者の入職や定着の促進に関する事業

（例：○優良な女性労働者に対する表彰制度

○女性労働者の産休や育休からの復職を目的とした教育訓練や研修の実施 等）

(VIII 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成））

次の1および2に該当する、若年及び女性労働者に魅力ある職場づくり事業（以下「事業」という）を実施すること。ただし、1（1）の事業については必ず実施し、さらに2（1）～（8）のうちいずれか1つ以上の事業を実施する必要があります。

1 調査・事業計画策定事業

若年および女性労働者の入職・定着を図る上での雇用管理の改善に係る課題の把握に必要な調査研究を行い、下記2の事業計画を策定するものであって、次の(1)～(3)のいずれかに該当する事業。

- (1) 事業推進委員会を開催し、事業の実施に係る具体的な計画の策定、効果的な事業実施のために必要な事項の検討および効果検証を行う事業
- (2) 事業を行うために、雇用管理の改善に係る課題を把握するための調査事業
- (3) 事業の効果を検証するための調査事業

2 入職・職場定着事業

若年および女性労働者の入職・定着に係る諸問題の改善を図るものであって、次の(1)～(8)のいずれかに該当する事業。

- (1) 建設業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業
(例：講演会、現場見学会、インターンシップ 等)
- (2) 技能の向上を図るための活動等に関する事業
(例：入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会 等)
- (3) 評価・処遇制度等の普及等に関する事業
(例：評価・処遇制度等の導入、キャリアパスのモデル作成などに関する講習会 等)
- (4) 労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業
(例：安全衛生管理計画の作成、安全衛生大会 等)
- (5) 労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業
(例：人間ドック受診制度、メンタルヘルス対策の導入などに関する講習会、建設業務由来の疾病の予防に関する啓発活動 等)
- (6) 技能向上や雇用改善の奨励に関する事業
(例：表彰制度 等)
- (7) 雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業
(例：雇用管理研修の実施、職長研修の実施)
- (8) 女性労働者の入職や定着の促進に関する事業
(例：○女性が活躍する企業に対する表彰制度
○出産・育児支援制度等のセミナーの開催 等)

(IX 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース (整備助成))

若年者(※5)または女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用を行うこと(※6)。

※5 「若年者」とは、年齢が35歳未満の者をいいます

※6 トライアル雇用助成金(一般トライアルコースまたは障害者トライアルコース)の支給を受けることが必要です

(X 建設広域教育訓練コース (推進活動経費助成))

建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための、次の(1)～(6)のいずれかの活動(以下「職業訓練推進活動」という)を行うこと

- (1) 職業訓練の広報、啓発および情報の提供
- (2) 職業訓練に関する調査および研究
- (3) 能開法第21条第1項に規定する技能照査

- (4) 建設事業主等に対する職業訓練に関する指導および援助
- (5) 職業訓練施設の利用促進
- (6) その他職業訓練の推進に関する必要な活動

(X I 建設広域教育訓練コース (施設設置等経費助成))

認定訓練の実施に必要な施設または設備の設置または整備を行うこと

(X II 作業員宿舎等設置助成コース (経費助成))

被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する建設工事現場での作業員宿舎、賃貸住宅および作業員施設（以下「作業員宿舎等」という）の賃借により、作業員宿舎等の整備を行うこと
（賃貸住宅については、ハローワークの職業紹介により遠隔地から新たに採用した建設労働者のために賃借する住宅が対象となります。）

(X III 女性専用作業員施設設置助成コース (経費助成))

中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借により整備を行うこと

対象となる事業主等

本助成金を受給する事業主等は、次の要件を満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット8～10ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。
そのうち特に次の点に留意してください。
上記「対象となる措置」の実施状況および支払い状況等を明らかにする書類を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること。
- 2 雇用管理責任者を選任していること。
- 3 以下の助成コースごとの要件を満たすこと
 - (I 認定訓練コース (経費助成))
中小建設事業主または中小建設事業主団体であること
 - (II 認定訓練コース (賃金助成))
中小建設事業主であること
 - (III 技能実習コース (経費助成))
中小建設事業主または中小建設事業主団体であること
(女性建設労働者に対する技能実習の場合は建設事業主または建設事業主団体)
 - (IV 技能実習コース (賃金助成))
中小建設事業主であること
(女性建設労働者に対する技能実習の場合は建設事業主)
 - (V 雇用管理制度助成コース (整備助成))
次の(1)と(2)を満たすこと。
 - (1) 中小建設事業主であること
 - (2) 雇用管理責任者として選任した者の周知を行っていること。

- (VI 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））
 次の（１）と（２）を満たすこと。
 （１） 建設事業主であること
 （２） 雇用管理責任者として選任した者の周知を行っていること。
- (VII 若年者および女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成））
 建設事業主であること
- (VIII 若年者および女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成））
 次の（１）と（２）を満たすこと。
 （１） 建設事業主団体であること
 （２） 事業の円滑な推進を図るため、事業推進委員会を設置するとともに事業推進員を置くこと
- (IX 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース（整備助成））
 中小建設事業主であること
- (X 建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成））
 広域的職業訓練を実施する職業訓練法人であること
- (X I 建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成））
 広域的職業訓練を実施する職業訓練法人であること
- (X II 作業員宿舎等設置助成コース（経費助成））
 中小建設事業主であること
- (X III 女性専用作業員施設設置助成コース（経費助成））
 中小元方建設事業主であること

支給額

本助成金は、助成コースごとに定められた支給額が支給されます。

- (I 認定訓練コース（経費助成））
 広域団体認定訓練補助金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成において支給対象経費とされた額の $1/6$ 相当額が支給されます。
- (II 認定訓練コース（賃金助成））
 認定訓練を受講した建設労働者1人1日当たり4,750円 $<6,000$ 円>が支給されます。
 ただし、1事業所への1の年度（支給申請年月日を基準とし、同年度4月1日から翌年3月31日まで）の認定訓練コース（賃金助成）に係る支給額の合計として1,000万円が上限となります。
- (III 技能実習コース（経費助成））
 1 （雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主）
 技能実習の実施に要した経費の $3/4 < 9/10 >$ が支給されます。
 （雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主）
 技能実習の実施に要した経費の $3/5 < 3/4 >$ が支給されます。
 （中小以外の建設事業主）
 女性建設労働者の技能実習の実施に要した経費の $9/20 < 3/5 >$ が支給されます。
 （中小建設事業主団体）
 技能実習の実施に要した経費の $4/5$ が支給されます。

(中小以外の建設事業主団体)

女性建設労働者の技能実習の実施に要した経費の1/2が支給されます。

2 1つの技能実習について1人当たり10万円を上限とします。

3 被災三県(岩手県、宮城県、福島県)については

(雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主および中小建設事業主団体)

技能実習の実施に要した経費の10/10が支給されます。

(雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主)

技能実習の実施に要した経費の4/5が支給されます。

4 1事業所への1の年度(支給申請年月日を基準とし、同年度4月1日から翌年3月31日まで)の技能実習コースに係る経費助成および賃金助成の支給額の合計として500万円が上限となります。

(IV 技能実習コース(賃金助成))

1 (雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主)

技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり7,600円<9,600円>が支給されま
す。

(雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主)

技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり6,650円<8,400円>が支給されま
す。

2 1つの技能実習につき20日分を上限とします。

3 1事業所への1の年度(支給申請年月日を基準とし、同年度4月1日から翌年3月31日まで)の技能実習コースに係る経費助成および賃金助成の支給額の合計として500万円が上限となります。

(V 雇用管理制度助成コース(整備助成))

入職率に係る目標を達成した場合に57万円<72万円>(第1回)および85.5万円<108万円>(第2回)が支給されます。

(VI 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース(整備助成))

登録基幹技能者1人あたり年額9.5万円<12万円>が支給されます。

2年目、3年目も同様に増額改定する場合はそれぞれ年額9.5万円<12万円>が支給されま
す(上限3年)。

(VII 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成))

1 事業の実施に要した経費の3/5<3/4>相当額が支給されます。(中小建設事業主以外は
9/20<3/5>)

2 雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業に関しては、当該研修を
受講させた建設労働者1人につき1日7,600円<9,600円>、6日を上限とします。

3 事業全体として、一の年度について200万円を上限とします。

(VIII 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主団体経費助成))

1 事業の実施に要した経費の2/3相当額が支給されます。

(中小建設事業主団体以外は1/2)

2 一の年度につき団体の規模に応じて1,000万円または2,000万円の上限額があります。

(IX 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース(整備助成))

1 支給対象者1人につき月額4万円が支給されます(最長3か月間)。

2 ただし、次の①または②の場合、その月分の月額は、それぞれに示す期間中に実際に就労した日数に基づいて次の③によって計算した額となります。

- ① 次のア～イのいずれかの場合であって、支給対象期間が1か月に満たない月がある場合
 ア 支給対象者が支給対象期間の途中で離職(次のa～dのいずれかの理由による離職に限る)した場合

離職日の属する月の初日から当該離職日までの期間中に実際に就労した日数

- a 本人の責めに帰すべき理由による解雇
 b 本人の都合による退職
 c 本人の死亡
 d 天災その他のやむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇

- イ トライアル雇用の支給対象期間の途中で常用雇用へ移行した場合

常用雇用への移行日の前日の属する月の初日から当該移行日の前日までの期間中に実際に就労した日数

- ② 支給対象者本人の都合による休暇またはトライアル雇用事業主の都合による休業があった場合

その1か月間に実際に就労した日数(ただし年次有給休暇等法令により事業主が労働者に対し付与を義務付けられている休暇は就労した日数とみなす)

- ③ 支給対象期間中のある月において、支給対象者が就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合(A)が次表の左欄の場合、当該月の月額は右欄になります。

(計算式)

$$A = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{支給対象者が1か月に} \\ \text{実際に就労した日数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{支給対象者が当該1か月に} \\ \text{就労を予定していた日数} \end{array} \right]}$$

割合	月額支給額
$75\% \leq A$	4万円
$50\% \leq A < 75\%$	3万円
$25\% \leq A < 50\%$	2万円
$0\% < A < 25\%$	1万円
$A = 0\%$	不支給

(X 建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成))

- 1 職業訓練推進活動に要した経費の2/3相当額が支給されます。
 2 ただし、訓練人日2万人日未満の場合は上限額4,500万円、訓練人日2万人日以上3万人日未満の場合は上限額6,000万円、訓練人日3万人日以上4万人日未満の場合は上限額7,500万円、訓練人日4万人日以上5万人日未満の場合は上限額9,000万円、訓練人日5万人日以上の場合は上限額10,500万円とします。

(X I 建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成））

- 1 認定訓練の実施に必要な施設または設備（職員および訓練生のための福利厚生用施設および設備以外のもの）の設置・整備に要した経費の1/2相当額が支給されます。
- 2 5年間で3億円を上限とします。

(X II 作業員宿舎等設置助成コース（経費助成））

- 1 作業員宿舎等の賃借に要した経費の2/3相当額が支給されます（賃貸住宅については1人あたり最大1年間かつ月額3万円を上限）。
- 2 ただし、一事業年度当たり200万円を上限とします。

(X III 女性専用作業員施設設置助成コース（経費助成））

- 1 女性専用作業員施設設置の賃借に要した経費の3/5<3/4>相当額が支給されます
- 2 ただし、一の工事現場につき同一区分の助成対象施設は1施設のみです。
- 3 一事業年度当たり60万円を上限とします。

受給手続

1 計画届の提出

本助成金を受給しようとする事業主は、下表において助成コースごとに示す提出期限までに、計画届に必要な書類を添えて（※5）、管轄の労働局（※6）へ提出してください。なお、下表のⅡ 認定訓練コース（賃金助成）、Ⅴ 雇用管理制度助成コース（整備助成）およびⅨ 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース（整備助成）については計画届の提出は不要ですが、Ⅱ 認定訓練コース（賃金助成）については人材開発支援助成金またはキャリアアップ助成金、Ⅴ 雇用管理制度助成コース（整備助成）については職場定着支援助成金、Ⅸ 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース（整備助成）についてはトライアル雇用助成金（一般トライアルコースまたは障害者トライアルコース）の支給が要件であるため、それぞれの助成金について計画の届出が別途必要です。

2 支給申請

計画届の提出後、各助成コースの措置を実施した後に、下表の助成コースごとに示す提出期限までに、支給申請書に必要な書類を添えて、（※5）管轄の労働局（※6）へ支給申請してください。

※5 計画届、支給申請書の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※6 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

助成コース	書類提出先	計画届等の提出期限	支給申請の時期
I 認定訓練コース（経費助成）	主たる事業所の所在地を管轄する労働局	認定訓練を実施しようとする日の原則1か月前。ただし4月1日から6月末日までに事業を開始する場合は属する年度の5月末日	認定訓練事業費補助金の確定通知が発出された日の翌日から原則2か月以内
II 認定訓練コース（賃金助成）	認定訓練を受講させた労働者を雇用する事業所を管轄する労働局	—	認定訓練が終了した日の翌日から原則2か月以内

<p>Ⅲ 技能実習コース(経費助成)</p> <p>Ⅳ 技能実習コース(賃金助成)</p>	<p>(事業主)</p> <p>技能実習の受講者が属する事業所の所在地を管轄する労働局</p> <p>(事業主団体)</p> <p>団体の所在地を管轄する労働局</p>	<p>技能実習を開始しようとする日の2か月前から原則1週間前の日</p>	<p>技能実習が終了した日の翌日から原則2か月以内</p> <p>ただし、技能実習を行った期間の賃金の支払日から支給申請期限まで2週間未満の場合については、技能実習を行った期間の賃金の支払日から2週間以内</p>
<p>Ⅴ 雇用管理制度助成コース(整備助成)</p>	<p>主たる事業所の所在地を管轄する労働局</p>	<p>—</p>	<p>制度導入後の入職率を算出する期間(雇用管理制度整備計画期間の末日の翌日から起算して12か月を経過するまでの期間)の末日の翌日から起算して原則2か月以内</p>
<p>Ⅵ 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース(整備助成)</p>	<p>主たる事業所の所在地を管轄する労働局</p>	<p>(増額改定整備計画)</p> <p>増額改定日の属する月の初日の6か月前から1か月前の前日まで</p>	<p>増額改定後の賃金算定期間(12か月)の末日の翌日から起算して原則2か月以内</p>
<p>Ⅶ 若年者に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成)</p> <p>Ⅷ 若年者に魅力ある職場づくり事業コース(事業主団体経費助成)</p>	<p>(事業主)</p> <p>主たる事業所の所在地を管轄する労働局</p> <p>(事業主団体)</p> <p>団体の所在地を管轄する労働局</p>	<p>事業を実施しようとする日の2か月前の日(ただし、4月1日から7月末日までに事業を開始し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日まで)</p>	<p>事業の終了月に応じて、年4回設定(例:1~3月に終了の事業は5月末日まで)</p>
<p>Ⅸ 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース(整備助成)</p>	<p>トライアル雇用を実施した事業所の所在地を管轄する労働局</p>	<p>—</p>	<p>トライアル雇用期間が終了した日(トライアル雇用労働者がトライアル雇用期間の途中で離職した場合は当該離職日、または常用雇用へ移行した場合は当該常用移行日の前日)の翌日から起算して2か月以内</p>
<p>Ⅹ 建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成)</p>	<p>団体の所在地を管轄する労働局</p>	<p>事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日</p>	<p>事業の終了月に応じて、年4回設定(例:1~3月に終了の事業は5月末日まで)</p>

X I 建設広域教育訓練 コース (施設設置等経費助成)	団体の所在地を管轄 する労働局	事業を実施しようとする 日の1か月前の日	職業訓練施設等設置整備 事業が終了した日の翌日 から2か月以内
X II 作業員宿舎等設置 助成コース(経費助成)	主たる事業所の所在 地を管轄する労働局	事業を実施しようとする 日の2週間前の日(か つ賃貸住宅の場合は面 接日から起算して原則 1か月以内の日)	事業の終了月に応じて、 年4回設定(例:1~3 月の事業は5月末日ま で)
X III 女性専用作業員施 設設置助成コース(経費 助成)	主たる事業所の所在 地を管轄する労働局	事業を実施しようとする 日の原則2週間前 の日	事業の終了月に応じて、年 4回設定(例:1~3月の 事業は5月末日まで)

利用にあたっての注意点

- 1 本助成金の利用にあたっては、あらかじめ、事業計画の届出等が必要となります。
- 2 II 認定訓練コース(賃金助成)、III 技能実習コース(経費助成)、IV 技能実習コース(賃金助成)およびIX 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース(整備助成)については、事業所が複数に分かれており、それぞれの事業所において雇用保険に加入している場合、事業所ごとに事業所の所在地を管轄する労働局に申請する必要があります。
- 3 そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。
- 4 本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。